

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社及び当社グループは、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが求められている中、株主の皆様に対して、一層の経営の透明性を高めるため、公正な経営を実現することを最優先にしております。経営内容の公平性と透明性を高めるため、内部統制システムの整備に取り組むとともに、積極的かつ迅速な情報開示に努め、インターネットを通じての財務情報の提供を行うなど、幅広い情報開示に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使、招集通知の英訳】

現段階の当社株主構成において、機関投資家や海外投資家の比率は極めて低く、議決権行使プラットフォームの利用や株主総会招集通知の英訳については実施しておりません。今後につきましては、株主構成の内容を勘案し、必要に応じて検討いたします。

【補充原則4-1-3 後継者計画】

当社は、現時点で、最高経営責任者等の後継者に関し具体的な計画を有しておりません。今後、取締役会が後継者計画の策定・運用に主体的に関与するよう、検討してまいります。

【補充原則4-2-1 経営陣の具体的な報酬決定手続】

具体的な報酬額については、取締役会にて一定の基準に基づき決定しております。

また、インセンティブ報酬につきましては社外セミナーに参加することで他社の状況の情報収集、および社外役員の意見を聞くなどして、継続して検討を進めてまいります。

【補充原則4-3-2 CEOの選任の客観性・適時性・透明性ある手続】

【補充原則4-3-3 CEOの解任の客観性・適時性・透明性ある手続】

当社は、客観性・適時性・透明性ある手続として、任意の委員会を設置しておりませんが、CEOの選解任につきまして社外取締役・社外監査役の計4名を含む、取締役会にて慎重に議論し決定しております。

【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

【補充原則4-8-1 独立社外取締役のみによる会合】

【補充原則4-8-2 筆頭独立社外取締役】

当社は、現在、1名の社外取締役を選任しており、独立役員として指定しております。経験豊富な経営者として、各取締役や監査役、経営陣幹部などとの意見交換を行うなどして、外的な視点で取締役会における業務執行を監督し、その役割・責務を十分果たしております。今後の増員などにつきましては、必要に応じて候補者の選任を検討いたします。

【補充原則4-10-1 任意の諮問委員会】

当社の取締役会は社外取締役を含め、総勢5名です。したがって、指名・報酬などの特に重要な事項に関する検討にあたり、取締役会の諮問機関としての任意の委員会を設置する規模ではないと考えております。

【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社は現在、女性取締役は選任しておりませんが、本報告書【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】補充原則4-11-1に記載のとおり、取締役会のバランスを確保するために総合的に判断しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4. 政策保有株式】

当社は現在、政策保有株式を保有しておりません。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社が、当社役員と取引を行う場合には、取締役会規則に基づき、当該取引について重要な事実を取締役に上程し、決議しています。

また、当社が、主要株主等と取引を行う場合には、取締役会規則に基づき、取引の重要性の高いものについて、取締役会に上程し、決議しております。

【原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は規約型確定給付年金を導入しております。

担当部署には、運用に知見を持った人材を登用しており、定期的にセミナー等に参加し知見を高めております。また利益相反管理につきましては、運用機関に運用を一任しており、当社と投資先の利益相反は発生しません。

【原則3-1. 情報開示の充実】

1. 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

経営理念につきましては、ホームページ等で、経営戦略や経営方針は、株主総会招集通知、有価証券報告書にて開示しております。

2. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
上記「1. 基本的な考え方」に記載の通りです。

3. 経営陣幹部・取締役の報酬決定

取締役報酬の決定方針及び手続きについては、有価証券報告書にて開示しております。

4. 経営陣幹部選解任、取締役・監査役候補指名

1) 方針

経営陣幹部選任、取締役候補指名においては、的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監視及び会社の各機能と各事業部門をカバーできるバランスを考慮し、総合的に検討しております。また、監査役候補指名におきましては、財務・会計・法務に関する知見、当社事業分野に関する知識及び企業経営に関する多様な視点のバランスを確保しながら、適材適所の観点より総合的に検討し決定しております。

2) 手続

経営陣幹部及び取締役については、上記方針に基づき、取締役会が決定しております。

また、監査役候補者については、上記方針に基づき、事前に監査役会の同意を得て、取締役会が決定しております。

経営陣幹部の業務執行に不正または重大な法令もしくは定款違反等があった場合、著しい業績悪化の場合には、取締役会にて経営陣幹部の解任について審議を行うものとします。

5. 個々の取締役・監査役の選解任、指名についての説明

個々の役員の選任理由につきましては、招集通知の株主総会参考書類に記載しております

(URL:(<http://www.okamoto.co.jp/other-document>))

【補充原則4 - 1 - 1 経営陣に対する委任の範囲】

取締役会規則を制定し、取締役会として何を判断・決定するのか明確化するとともに、その他については、経営陣へ委任しています。経営陣は、取引・業務の規模や性質に応じて定めた決裁権限に基づき、経営にあたっております。

【原則4 - 9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

社外取締役の選任にあたっては、東京証券取引所の定める独立役員の資格を充たし、会社法上の要件に加え、会社経営等における豊富な経験と高い識見を重視しております。

【補充原則4 - 11 - 1 取締役会全体としての考え方】

取締役候補指名に関しては、取締役会による的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監視及び会社の各機能と各事業部門をカバーできるバランスの確保のため、適材適所の観点より、総合的に検討を実施しております。

【補充原則4 - 11 - 2 取締役・監査役の他社兼任】

招集通知の事業報告及び株主総会参考書類において、各取締役・監査役の他の上場会社を含む重要な兼任状況を開示しております。

(URL:(<http://www.okamoto.co.jp/other-document>))

【補充原則4 - 11 - 3 取締役会の実効性の分析・評価】

当社の取締役会の運営状況は以下のとおりであり、実効的に運営されております。

- 1) 取締役会規則に基づき、重要案件を漏れなく議案として選定し、取締役会を原則、毎月開催することにより、適時・適切に審議しております。
- 2) 取締役会の審議に先立ち、部門長会議にて、問題点・課題、リスク及びその対策を明確にさせ、議論の実効性を高めております。
- 3) 取締役会の実効性についての分析・評価ですが、2018年3月期は、全ての取締役および監査役にアンケートを実施し、外部コンサルタントの意見を踏まえ、取締役会の実効性に関する分析および評価を行いました。その結果、当社の取締役会は適切に運営され、実効性は確保されていることを確認いたしました。今後も、引き続き取締役会の実効性の向上に向けた取組みを進めてまいります。

【補充原則4 - 14 - 2 取締役・監査役のトレーニングの方針】

取締役及び監査役には、求められる役割と責務(法的責任を含む)を十分に果たしうる人物を、また、特に社内から選任する取締役及び監査役には、当社の事業・財務・組織等を熟知した人物を選任しております。

取締役については、会社法及び時々の情勢に適した内容で、社外講習会や交流会に参加する機会を設け、取締役として必要な知識の習得及び取締役の役割と責務の理解促進に努めております。

また、監査役については、必要に応じ社外講習会や交流会に参加し、監査役として必要な知識の習得及び監査役の役割と責務の理解促進に努めております。

【原則5 - 1. 株主との建設的な対話に関する方針】

- 1) 株主との対話は、管理部門の担当役員が統括し、積極的な対応を心がけております。また、投資家へのアンケートなどを通じて対話を深めるよう努めております。
- 2) 対話を補助する社内の関連部門は、建設的な対話の実現に向け、開示資料の作成・審査や必要な情報の共有など、積極的に連携を取りながら業務を行っております。
- 3) 当社はアナリスト、機関投資家を対象とした決算説明会を半期毎に実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
角田 博	616,100	13.93
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	323,400	7.31
THE BANK OF NEW YORK MELLON (INTERNATIONAL) LIMITED 131800 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	118,200	2.67

三菱UFJ信託銀行(株)(常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行(株))	116,300	2.63
(株)三菱東京UFJ銀行	107,454	2.43
金延 純男	80,000	1.81
あいおいニッセイ同和損害保険(株)(常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行(株))	77,659	1.76
岡本 勇	75,495	1.71
NOMURA PB NOMINEES LIMITED A/C CPB30072482276 (常任代理人 野村證券株式会社)	65,000	1.47
旭ダイヤモンド工業株式会社	56,500	1.28

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

上記のほか当社は、自己株式295,745株(6.27%)を保有しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は親会社がありません。また、上場子会社也没有ありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山下 健治	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山下 健治	○	該当事項はありません。	山下健治氏は、企業経営において海外でも実績をあげてこれ大学講師等も歴任されております。経営全般において、その経験と見識を活かし、職務を遂行していただけると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人より定期的に会計監査の方法と結果の報告を受けるなど、相互連携に努めております。また、内部監査については、社長直轄組織として内部監査室を設置し、内部監査規定に基づき監査計画をたて監査を実施しており、監査役は内部監査室との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的監査業務の遂行を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山岡 通浩	弁護士													
白築 敏一	他の会社の出身者													
瀬川 雅夫	他の会社の出身者													

- 会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山岡 通浩	○	該当事項はありません。	山岡通浩氏は弁護士としての専門的な知識、経験を有しております。その知識と経験を活かして当社取締役の職務執行の監査を独立した立場から適切におこなえるものと判断し、社外監査役として選任し、独立役員として指定しております。
白築 敏一		該当事項はありません。	白築敏一氏は長年にわたり保険会社における経営に携わっており、豊富な経験と幅広い見識を有していることから社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断し選任しております。
瀬川 雅夫		該当事項はありません。	瀬川雅夫氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、金融機関において責任ある職歴を踏まれ、豊富な実績、見識を有しており、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断し選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

株主の視点からもコーポレートガバナンスを確立するため、ストックオプション等の業績連動型報酬の導入も選択肢の一つとして検討課題としております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

平成30年3月期において、取締役に対する報酬等の総額は98百万円(うち社外取締役4百万円)、監査役に対する報酬等の総額は41百万円(うち社外監査役4名27百万円)であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、株主総会で決議された取締役報酬限度額の範囲内で、その具体的金額については、役位・在勤年数等に応じた一定の基準に基づき算出し、会社業績等を勘案し、決定しております。
また、監査役の報酬は、株主総会で決議された監査役報酬限度額の範囲内で、その具体的金額については、監査役の協議により決定しております。なお、当社は、平成20年6月27日開催の第109期定時株主総会終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役、社外監査役への取締役会等の重要情報の提供は、電子メール・郵送等により行っており、送付は総務部が担当しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
_____	_____	_____	_____	_____	_____

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	—名
--------------------------	----

その他の事項

現在当社には、代表取締役社長等役員を退任した者で相談役・顧問はおりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監査役会設置会社として、取締役会及び監査役により、業務執行の監視、監督を行っております。2015年に執行役員制度を導入し、経営の監視・監督機能と業務執行機能の区分を明確にし、それぞれの機能強化を図っております。2015年6月の定時株主総会にて、取締役5名のうち1名を、会社から独立した立場の社外取締役としております。これらにより、経営の透明性、健全性を高めるとともに取締役会の経営の監視・監督の機能の更なる強化を図っております。監査役は、社外監査役3名を含む4名で、取締役の業務執行について、厳正な監視を行っております。具体的には、毎月の取締役会その他重要な会議に出席するほか、代表取締役との意見交換、内部監査部門及び会計監査人との情報交換等を図り、取締役及び使用人等からその業務執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧するなど、本社及び主要な事業所において監査を実施しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、上記のとおり、監査役会設置会社であります。会社から独立した立場の社外取締役による客観的・中立的な視点を、当社の合理的な経営判断及び経営の透明性、健全性の確保に活かすとともに、会社から独立した立場の社外監査役を含む監査役による経営の監視・監督を行うことにより、取締役会の経営の監視・監督機能を強化することで、ガバナンスが有効に機能すると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第119期定時株主総会(平成30年6月28日開催)につきましては、平成30年6月8日に招集通知を発送いたしました。
その他	株主総会進行のビジュアル化をおこない、事業報告等はナレーションを採用し株主様へのわかりやすい説明を心がけております。 定時株主総会終了後に、株主と役員との懇談会を開催しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算、第2四半期決算後の年2回定期的に決算説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR情報として、決算短信、会社説明会資料等の開示情報を掲載しております。 http://www.okamoto.co.jp/ir/index.html	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRは総務部で担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、ISO14001を認証取得しており、設計開発から生産、販売のすべての事業活動を通じ、社会への継続的な環境改善活動を推進しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の経営上の重要事項は、部門長会議にて審議し、取締役会にて決裁される仕組みになっており、監査役会がこれを監査し、公正な経営の実現に向けた組織体制を採っております。また、当社及び関係会社が様々な企業活動を行っていく上で、取締役及び使用人が遵守すべき行動規範として、「コンプライアンス基本方針」を定めるとともに、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に関する基本規程として「コンプライアンス(法令遵守)規程」を制定し、周知に努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力およびその関係先には、毅然とした態度で臨み、断固として対決する旨を「コンプライアンス基本方針」で定めるとともに、反社会的勢力からの圧力に対抗するため、外部の専門機関との連携を構築しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

1. 基本方針の内容

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではなく、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の決定に委ねられるべきだと考えております。

但し、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

2. 取組みの具体的な内容

(1) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、大正15年の創業以来、研削盤を中心とした工作機械分野と半導体関連装置分野において、高性能の製品を生産し顧客のニーズに応えていくことによって、高い評価を受けてきました。今後も長期にわたる顧客・取引先との信頼関係やブランド力に基づき、さらに安定した経営基盤を確立し、社会に大きく貢献していけるような企業への飛躍を目指しています。当社グループでは、中長期的な戦略として「景気に左右されることなく利益を上げ得る強固な経営体質」の確立・定着を図るべく、全社を挙げて取り組んでおり、また一方で、内部管理体制の強化やコンプライアンスの遵守など、経営の改善にも取り組んでまいります。さらに、近年、社会的な重要問題となっている、地球環境への配慮に努め、環境に調和する技術の開発や事業活動を心がけていくこととしています。これらひとつひとつの取組みが、当社および当社グループの企業価値の向上、ひいては株主共同利益の極大化につながっていくものと考えております。

(2) 不適切な者によって支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(会社法施行規則第118条第3号口)の一つとして、平成29年5月15日開催の取締役会及び平成29年6月29日開催の第118期定時株主総会の各決議に基づき、平成20年6月27日に導入した「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」の内容を一部修正のうえ、継続しております。本買収防衛策は、当社株式等の大規模買付行為を行なおうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合に当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行なおうとする者に損害が発生する可能性があることをあらかじめ明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行なおうとする者に対して、警告を行なうものです。

3. 不適切な者による支配を防止するための取組みについての取締役会の判断及びその理由

上記2.の取組みは、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための具体的施策として策定されたものであり、上記1.の基本方針に沿うものであります。特に、本買収防衛策は、株主総会で承認を得て導入されたものであること、その内容として合理的な客観的要件が設定されていること、独立性の高い社外取締役、社外監査役又は社外の有識者から選任される独立委員会が設置され、本買収防衛策の発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家を利用することができるとされていること、有効期間が最長約3年と定められた上、取締役会によりいつでも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されております。したがって、当社取締役会は、上記2.の取組みについて、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

本プランに関する詳細につきましては、当社WEBサイトの「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)の継続について」をご参照ください。

<http://www.okamoto.co.jp/other-document>

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、内部情報に関する管理基準等を定め、重要な会社情報の適時適切な開示を行うとともに、これを通じて「金融商品取引法」に違反する内部者取引の未然防止を図ることを目的として「内部情報管理規程」を設けております。当規程において、重要事実ごとに所管部署を定め、重要事実が発生したときは、所管部署がこれを確認した後、総務部および職務上関係のある役員、社員にその内容を報告し、情報取扱責任者が会社情報の適時開示を行います。

